

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療情報算定要件に伴い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

初診時 1点

再診時（3か月に1回） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

2025年9月1日 新居浜協立病院